(参考)『詳解商業登記【全訂第3版】』変更内容(変更事由別一覧)

○誤記による変更内容

巻・頁	行	変更前(赤字 は変更部分)	変更後(赤字 は変更部分)
上巻	1・2 行	定款の定めによっても選任決	(削除)
882 頁		議の定足数については、議決	
		権を行使することができる株	
		主の議決権の3分の1未満に	
		下すことはできないこと,	
上巻	4 行	(追加)	なお、選任決議の定足数につ
882 頁			いては、定款の定めによって、
			議決権を行使することができ
			る株主の議決権の3分の1未
			満にすることができる。

〇公証人手数料令の一部を改正する政令(令和 3年政令 328 号)の施行(令和 4年 1月 1日)による変更内容

巻・頁	行	変更前(赤字 は変更部分)	変更後(赤字 は変更部分)
上巻	4.5 行	定款認証の手数料は 5万円 で	定款認証の手数料は、成立後
567 頁		ある(公証人手数料令 35)。	の株式会社の資本金の額が
			100万円未満のものは3万円、
			当該額が 100 万円以上 300 万
			円未満のものは4万円、それ
			以外のものは5万円 である
			(公証人手数料令35)。